

議第 1 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員小林吾郎は、令和6年7月25日任期満了することとなるので、その後
任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	志 賀 徹 也	

議第 1 号参考

志 賀 徹 也 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員金川寿泰は、令和6年6月29日任期満了することとなるので、その後
任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	虎 谷 栄一郎	

虎 谷 栄 一 郎 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議第 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員麿澤文雄は、令和6年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	麿 澤 文 雄	

議第 3 号参考

麿 澤 文 雄 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三条市税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第 67 条の 2 審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

議第 4 号

三条市中小企業振興基本条例の制定について

三条市中小企業振興基本条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、本市における中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工団体等 商工会議所、商工会その他の中小企業を支援する団体をいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う機関をいう。
- (4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び職業教育等を行う機関をいう。
- (5) 労働団体 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、地域経済の活性化及び市民生活の向上のため、中小企業の主体的な努力及び創意工夫を旨とし、地域の実情等に応じた取組を中小企業、商工団体等、金融機関等、教育機関、労働団体、市民、市その他の関係者が協力して推進することを基本とする。

(中小企業の努力)

第4条 中小企業は、経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の安定及び従業員の

福利厚生の実施に努めるとともに、その事業活動を通じた地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

（商工団体等の役割）

第5条 商工団体等は、相談、指導、技術支援、研修等を通じて中小企業の経営の向上を積極的に支援するとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第6条 金融機関等は、相談、融資等を通じて中小企業の経営の向上を支援するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第7条 教育機関は、産業教育の振興及び産学連携の促進に努めるものとする。

（労働団体の役割）

第8条 労働団体は、労働環境の改善に関する活動等を行うことにより、地域社会における労働環境の改善等に貢献するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第9条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを踏まえ、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 号

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年三条市条例
第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に
改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に
改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に
改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議第 5 号参考

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員）

第 30 条

- 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

（3）満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 20 人につき 1 人

（4）満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

（職員）

第 32 条

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

（3）満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 20 人につき 1 人

（4）満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

（職員）

第 45 条

- 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。
ただし、保育所型事業所内保育事業所 1 につき 2 人を下回ることはできない。

（3）満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 20 人につき 1 人

（4）満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

（職員）

第 48 条

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね 20 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

議第 6 号

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を
定める条例の一部改正について

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（平成 24 年三条市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「沈でん池」を「沈殿池」に改める。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に、「1 年以上、」を「2 年以上、」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第 1 号に規定する学校を卒業した者にあつては 1 年以上、第 2 号に規定する学校

を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号中「前条の規定により布設工事監督者たる資格」を「前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業

した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「専門職大学前期課程にあつては、修了した後」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「修了者。次号において同じ。」を「、修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「おいて、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三条市水道法に基づく布設工事監督者

を配置する水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習を修了している者については、この条例による改正後の三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する者とみなす。

議第 6 号参考

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（抜粋）

（布設工事監督者を配置する水道の布設工事）

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以

上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつ

ては修了者。次号において同じ。) については7年以上、同条第4号に規定する学校の
卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する
学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得し
た後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

議第 7 号

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、被保険者証等の廃止に伴い文言を整理するとともに、広域連合と関係市町村の処理する事務についても併せて整理を行うこととし、新潟県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年新潟県市町村第 1401 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議第 7 号参考

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第 1 に定める事務については、関係市町村において行う。

- （1）被保険者の資格の管理に関する事務
- （2）医療給付に関する事務
- （3）保険料の賦課に関する事務
- （4）保健事業に関する事務
- （5）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の経費の支弁の方法）

第 17 条

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

議第 8 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

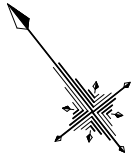
三条市長 滝 沢 亮

記

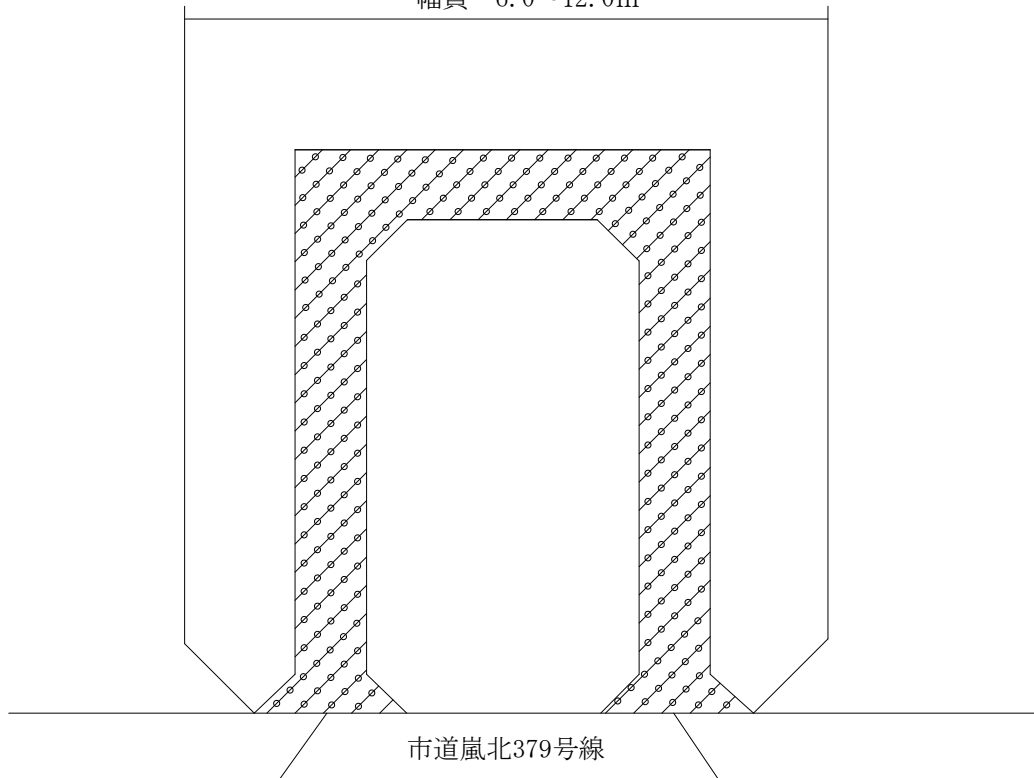
認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	延長 m	幅員 m	添付図
		終 点			
嵐北532	石上532号線	石上三丁目339-22	111.0	6.0～12.0	1
		石上三丁目339-20			
嵐南450	西四日町450号線	西四日町四丁目1108-6	102.1	5.5～9.5	2
		西四日町四丁目1102-4			
計			213.1		

添付図 1 市道石上532号線



延長 111.0m
幅員 6.0～12.0m



終点 石上三丁目339-20

起点 石上三丁目339-22

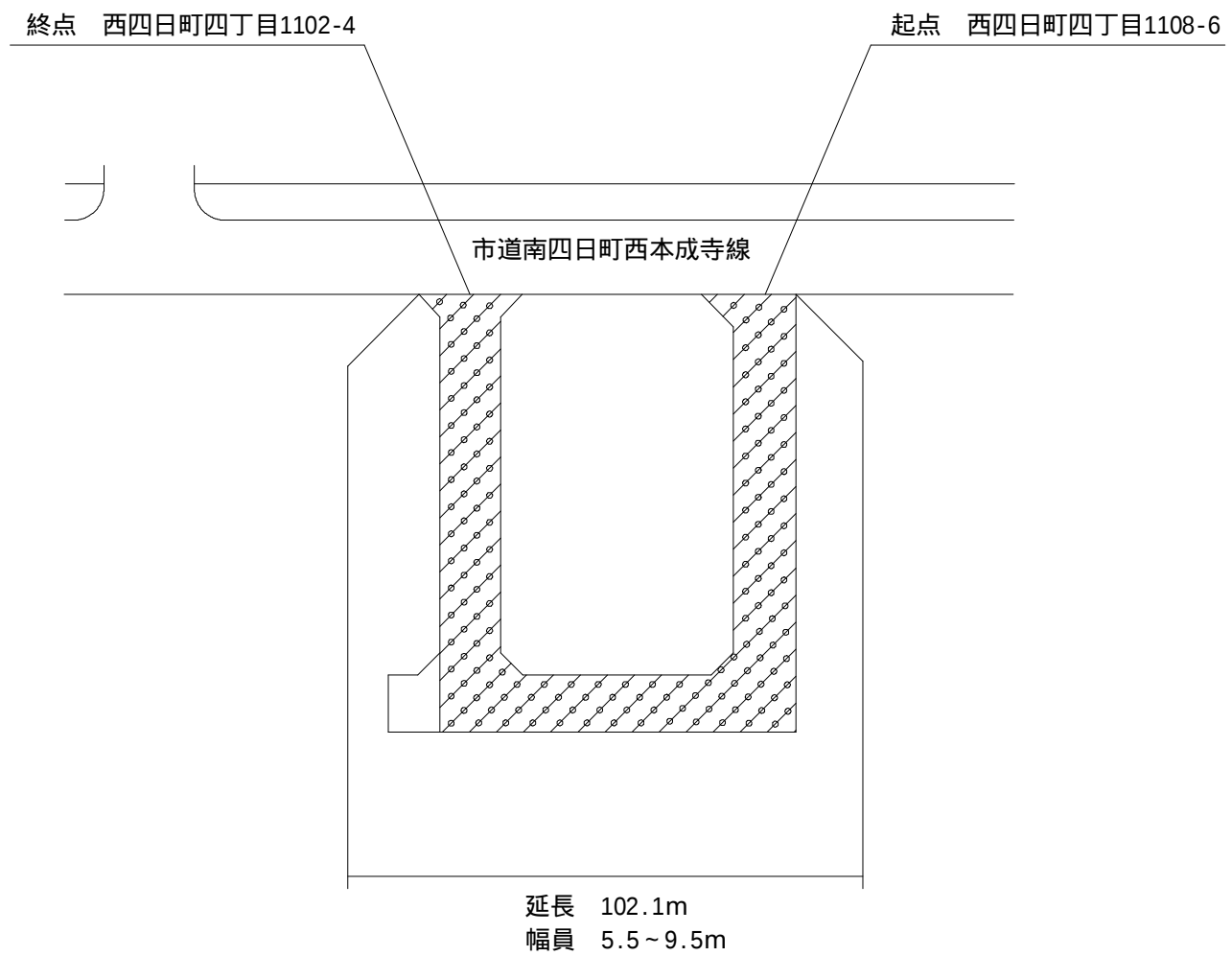
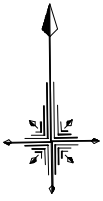
凡 例

市道路線に 認定する区間

凡 例

舗装済区間

添付図 2 市道西四日町450号線



凡 例
市道路線に 認定する 区間

凡 例
舗装済 区間

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 動 産 名 | 資機材搬送車 |
| 2 動産の規格 | ワイドキャブ型（脱着式アコーディオンほろ付）
ディーゼルエンジン 5,000cc 以上 |
| 3 取 得 数 量 | 1 台 |
| 4 取 得 金 額 | 43,560,000 円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市東区材木町3番21号
新潟モリタ株式会社
代表取締役 大 野 嘉 彦 |

令和 6 年度三条市一般会計補正予算

令和 6 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 387,325 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,585,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 17 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 7,248,183	千円 △25,012	千円 7,223,171
	2 国庫補助金	2,841,940	△25,012	2,816,928
16 県支出金		2,937,735	51,241	2,988,976
	2 県補助金	932,835	51,241	984,076
18 寄附金		5	99,069	99,074
	1 寄附金	5	99,069	99,074
19 繰入金		6,287,323	68,827	6,356,150
	2 基金繰入金	6,283,906	68,827	6,352,733
21 諸収入		1,594,466	145,700	1,740,166
	5 雑入	226,031	145,700	371,731
22 市債		5,336,699	47,500	5,384,199
	1 市債	5,336,699	47,500	5,384,199
歳 入 合 計		51,198,541	387,325	51,585,866

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,223,134	千円 111,501	千円 6,334,635
	1 総務管理費	5,562,087	109,755	5,671,842
	3 戸籍住民基本台帳費	189,709	1,746	191,455
3 民生費		16,095,328	26,506	16,121,834
	1 社会福祉費	7,864,539	26,506	7,891,045
	2 児童福祉費	7,307,372		7,307,372
4 衛生費		3,627,867	232,557	3,860,424
	1 保健衛生費	1,971,079	206,245	2,177,324
	2 清掃費	1,656,788	26,312	1,683,100
8 土木費		6,495,526	15,880	6,511,406
	4 都市計画費	2,433,047	100	2,433,147
	5 住宅費	143,853	15,780	159,633
10 教育費		5,183,124	881	5,184,005
	1 教育総務費	1,116,072	881	1,116,953
歳 出 合 計		51,198,541	387,325	51,585,866

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
し尿処理施設整備事業費	千円 19,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により、据置期間中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
保育所施設整備事業費	千円 45,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により、据置期間中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。	千円 73,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により、据置期間中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,248,183	△25,012	7,223,171
16 県支出金	2,937,735	51,241	2,988,976
18 寄附金	5	99,069	99,074
19 繰入金	6,287,323	68,827	6,356,150
21 諸収入	1,594,466	145,700	1,740,166
22 市債	5,336,699	47,500	5,384,199
歳入合計	51,198,541	387,325	51,585,866

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6, 223, 134	111, 501	6, 334, 635
3 民生費	16, 095, 328	26, 506	16, 121, 834
4 衛生費	3, 627, 867	232, 557	3, 860, 424
8 土木費	6, 495, 526	15, 880	6, 511, 406
10 教育費	5, 183, 124	881	5, 184, 005
歳 出 合 計	51, 198, 541	387, 325	51, 585, 866

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,746		103,555	6,200
14,203	27,800		△15,497
	19,700	141,100	71,757
10,280		114	5,486
			881
26,229	47,500	244,769	68,827

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 △25,012千円：補正後の額 7,223,171千円）

2 項 国庫補助金（補正額 △25,012千円：補正後の額 2,816,928千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	1,250,929	1,746	1,252,675
2 民生費国庫補助金	339,640	△32,107	307,533
4 土木費国庫補助金	1,023,935	5,349	1,029,284
計	2,841,940	△25,012	2,816,928

1 6 款 県支出金（補正額 51,241千円：補正後の額 2,988,976千円）

2 項 県補助金（補正額 51,241千円：補正後の額 984,076千円）

2 民生費県補助金	393,892	46,310	440,202
6 土木費県補助金	4,373	4,931	9,304
計	932,835	51,241	984,076

1 8 款 寄附金（補正額 99,069千円：補正後の額 99,074千円）

1 項 寄附金（補正額 99,069千円：補正後の額 99,074千円）

1 総務費寄附金	2	98,955	98,957
3 土木費寄附金	1	114	115
計	5	99,069	99,074

節		説	明
区 分	金 額		
2 戸籍住民基本 台帳費補助金	千円 1,746	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 1,746
2 児童福祉費補 助金	△32,107	就学前教育・保育施設整備交付金	△32,107
3 住宅費補助金	5,349	社会資本整備総合交付金	5,349

1 社会福祉費補 助金	26,506	介護基盤整備事業費補助金	26,506
2 児童福祉費補 助金	19,804	安心こども基金事業補助金	19,804
2 住宅費補助金	4,931	木造住宅耐震診断費補助金 木造住宅耐震改修費等補助金 災害復興住宅等資金利子補給補助金	799 3,600 532

1 総務費寄附金	98,955	ふるさと三条応援寄附金 被災地支援寄附金	98,925 30
1 土木費寄附金	114	公園施設運営寄附金 緑化推進寄附金	14 100

15款 国庫支出金 16款 県支出金 18款 寄附金

1 9 款 繰入金（補正額 68,827千円：補正後の額 6,356,150千円）

2 項 基金繰入金（補正額 68,827千円：補正後の額 6,352,733千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	6,131,700	68,827	6,200,527
計	6,283,906	68,827	6,352,733

2 1 款 諸収入（補正額 145,700千円：補正後の額 1,740,166千円）

5 項 雑入（補正額 145,700千円：補正後の額 371,731千円）

1 雑入	226,031	145,700	371,731
計	226,031	145,700	371,731

2 2 款 市債（補正額 47,500千円：補正後の額 5,384,199千円）

1 項 市債（補正額 47,500千円：補正後の額 5,384,199千円）

2 民生債	64,100	27,800	91,900
3 衛生債	195,100	19,700	214,800
計	5,336,699	47,500	5,384,199

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 68,827	財政調整基金繰入金	千円 68,827

2 雑入	145,700	各種助成金	145,700

2 児童福祉債	27,800	保育所施設整備事業費充当債	27,800
2 清掃債	19,700	し尿処理施設整備事業費充当債	19,700

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 111,501千円：補正後の額 6,334,635千円）

1 項 総務管理費（補正額 109,755千円：補正後の額 5,671,842千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 1,559,421	千円 30	千円 1,559,451	千円	千円	千円 30 寄附金 30	千円
5 財政調整基金費	7,198	98,925	106,123			98,925 寄附金 98,925	
7 まちづくり推進費	2,327,163	10,800	2,337,963			4,600 諸収入 4,600	6,200
計	5,562,087	109,755	5,671,842			103,555	6,200

2 款 総務費（補正額 111,501千円：補正後の額 6,334,635千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 1,746千円：補正後の額 191,455千円）

1 戸籍住民基本台帳費	189,709	1,746	191,455	1,746 国庫支出金 1,746			
計	189,709	1,746	191,455	1,746			

3 款 民生費（補正額 26,506千円：補正後の額 16,121,834千円）

1 項 社会福祉費（補正額 26,506千円：補正後の額 7,891,045千円）

4 老人福祉費	3,150,197	26,506	3,176,703	26,506 県支出金 26,506			
計	7,864,539	26,506	7,891,045	26,506			

節		説 明	
区 分	金 額		
25 寄附金	千円 30	075 令和6年能登半島地震被災地支援費（行政課）…………… 25 災害見舞金	千円 30 30
24 積立金	98,925	010 財政調整基金費（財務課）…………… 24 財政調整基金積立金	98,925 98,925
8 旅費	645	050 コミュニティ支援事業費（地域経営課）…………… 8 費用弁償	10,800 358
10 需用費	355	8 普通旅費 10 消耗品費	287 355
18 負担金、補助 及び交付金	9,800	18 関係人口創出人材活動経費負担金 18 コミュニティ助成事業助成金	5,200 4,600

12 委託料	1,746	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課）…………… 12 業務システム開発等委託料	1,746 1,746

18 負担金、補助 及び交付金	26,506	075 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課）…………… 18 介護基盤整備事業費補助金	26,506 26,506

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 26,506千円：補正後の額 16,121,834千円）
2 項 児童福祉費（補正額 0千円：補正後の額 7,307,372千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 特定教育・ 保育施設費	千円 4,530,192	千円	千円 4,530,192	千円 △12,303 国庫支出金 △32,107 県支出金 19,804	千円 27,800 市債 27,800	千円	千円 △15,497
計	7,307,372		7,307,372	△12,303	27,800		△15,497

4 款 衛生費（補正額 232,557千円：補正後の額 3,860,424千円）
1 項 保健衛生費（補正額 206,245千円：補正後の額 2,177,324千円）

2 予防費	363,360	206,245	569,605			141,100 諸収入 141,100	65,145
計	1,971,079	206,245	2,177,324			141,100	65,145

4 款 衛生費（補正額 232,557千円：補正後の額 3,860,424千円）
2 項 清掃費（補正額 26,312千円：補正後の額 1,683,100千円）

3 し尿処理費	271,002	26,312	297,314		19,700 市債 19,700		6,612
計	1,656,788	26,312	1,683,100		19,700		6,612

8 款 土木費（補正額 15,880千円：補正後の額 6,511,406千円）
4 項 都市計画費（補正額 100千円：補正後の額 2,433,147千円）

3 公園費	91,004		91,004			14 寄附金 14	△14
4 緑化推進費	33,149	100	33,249			100	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正

10 需用費	234	010 予防接種事業費（健康づくり課）……………	206,245
		10 消耗品費	30
11 役務費	100	10 印刷製本費	204
		11 運搬料	100
12 委託料	205,911	12 予防接種個別接種委託料	205,911

14 工事請負費	26,312	020 汚泥再生処理センター費（環境課）……………	26,312
		14 工事請負費	26,312

		財源更正	
24 積立金	100	010 緑化普及費（建設課）……………	100
		24 花と緑のまちづくり基金積立金	100

3 款 民生費 4 款 衛生費 8 款 土木費

8 款 土木費（補正額 15,880千円：補正後の額 6,511,406千円）
4 項 都市計画費（補正額 100千円：補正後の額 2,433,147千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円 寄附金 100	千円
計	2,433,047	100	2,433,147			114	△14

8 款 土木費（補正額 15,880千円：補正後の額 6,511,406千円）
5 項 住宅費（補正額 15,780千円：補正後の額 159,633千円）

1 住宅管理費	143,853	15,780	159,633	10,280 国庫支出金 5,349 県支出金 4,931			5,500
計	143,853	15,780	159,633	10,280			5,500

10 款 教育費（補正額 881千円：補正後の額 5,184,005千円）
1 項 教育総務費（補正額 881千円：補正後の額 1,116,953千円）

2 事務局費	556,004	881	556,885				881
計	1,116,072	881	1,116,953				881

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

12 委託料	2,470	050 住宅等耐震化事業費（建築課）……………	14,715
		12 木造住宅耐震診断委託料	2,470
18 負担金、補助 及び交付金	13,310	18 木造住宅耐震診断費補助金	1,445
		18 木造住宅耐震改修費等補助金	10,800
		090 災害復興住宅等資金利子補給金（建築課）……………	1,065
		18 災害復興住宅等資金利子補給金	1,065

1 報酬	615	050 一般経費（教育総務課）……………	881
		1 三条市未来の学校検討委員会委員報酬	615
7 報償費	20	7 講師謝礼金	20
8 旅費	246	8 費用弁償	246

8 款 土木費 10 款 教育費

報第 1 号

専 決 処 分 報 告 に つ い て

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市税条例等の一部を改正する条例(令和6年三条市条例第17号)を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和6年3月30日

三条市長 滝 沢 亮

三条市税条例等の一部を改正する条例

(三条市税条例の一部改正)

第1条 三条市税条例（平成17年三条市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第34条の6第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第53条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第53条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第122条の10第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第122条の10第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条の3、第22条の6から第22条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前

条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第22条の7第2項、第34条の3の5第1項及び前条の規定の適用については、第22条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第34条の3の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第30条第2項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額

(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)

からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗

じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第29条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がそ

の者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第34条の3第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第34条の3の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額

(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第34条の3の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)

からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)

がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の

額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第34条の3の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、

第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31

日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の3の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第34条の3の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属す

る年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第34条の3の5第2項の規定により読み替えられた第34条の3の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第34条の3の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第34条の3の6第1項の規定の適用がある場合

については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 22 条の 3、第 22 条の 6 から第 22 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 22 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項」を「第 22 条の 9 第 1 項」に、「、「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」」を「「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」」に改める。

附則第 10 条の 2 第 20 項を削り、同条第 19 項を同条第 20 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第12項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 16 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同

条に次の１項を加える。

- ５ 法附則第 31 条の 3 第 3 項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第 122 条の 7 第 1 号(第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の 3 分の 1 に相当する額」とする。

附則第 19 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 21 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 24 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 24 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条の 3 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条の 3 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条の 3 の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条の 3 の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(三条市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 三条市都市計画税条例（平成 17 年三条市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を附則第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 9 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 10 項及び第 11 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 12 項及び第 13 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 14 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 項中「附則第 9 項、第 10 項」を「附則第 10 項」に改める。

附則第 17 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則

第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の三条市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 6 別段の定めがあるものを除き、第 2 条の規定による改正後の三条市都市計画税条例の規

定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

7 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報第 1 号参考

三条市税条例（抜粋）

（市民税の減免）

第 34 条の 6

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第 53 条

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（特別土地保有税の減免）

第 122 条の 10

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 25 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 21 条から第 22 条の 3 まで、第 22 条の 6 から第 22 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第 22 条の 9 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2

- 13 法附則第 15 条第 25 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 15 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 16 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 17 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 18 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で

定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる

書類を添付して市長に提出しなければならない。

11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は同法附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(5) 法施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第 11 条

（令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例）

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 43 条の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格

をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地であって、令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 43 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用

を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定は適用しない。

（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第 16 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 122 条の 7 第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から

令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第122条の7第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

三条市都市計画税条例（抜粋）

附 則

（法附則第15条第32項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第33項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

（法附則第15条第43項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 9 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）

に 100 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

10 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 附則第 9 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 9 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令

和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 9 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 9 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 14 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条若しくは第 15 条の 3 の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）
を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

- 15 附則第 9 項及び第 11 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 9 項及び第 12 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 9 項、第 10 項、第 12 項及び第 13 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 12 項から前項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、前項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）

- 17 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定は適用しない。

専 決 処 分 報 告 に つ い て

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 6 年三条市条例第 18 号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 6 年 3 月 30 日

三条市長 滝 沢 亮

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例(平成 17 年三条市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報第 2 号参考

三条市国民健康保険税条例（抜粋）

（課税額）

第 2 条

- 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 22 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22 万円とする。

（国民健康保険税の減額）

- 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

- (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

- (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう

ち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

報第 3 号

専 決 処 分 報 告 に つ い て

職員の退職に伴う退職手当、寄附採納に伴う積立金等の執行が急を要するため、令和5年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 5 年度三条市一般会計補正予算

令和 5 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 267,263 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,490,778 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 6 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金		千円 4,215,546	千円 250,945	千円 4,466,491
	1 寄附金	4,215,546	250,945	4,466,491
19 繰入金		8,378,872	16,014	8,394,886
	1 基金繰入金	8,376,857	16,014	8,392,871
21 諸収入		1,540,534	304	1,540,838
	5 雑入	241,006	304	241,310
歳 入 合 計		58,223,515	267,263	58,490,778

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 10,900,640	千円 256,939	千円 11,157,579
	1 総務管理費	10,232,351	256,939	10,489,290
3 民生費		16,156,209	20	16,156,229
	1 社会福祉費	7,978,412	20	7,978,432
6 農林水産業費		1,167,245		1,167,245
	1 農業費	1,096,683		1,096,683
8 土木費		6,331,754		6,331,754
	4 都市計画費	2,320,003		2,320,003
9 消防費		1,662,055	304	1,662,359
	1 消防費	1,662,055	304	1,662,359
10 教育費		4,675,468	10,000	4,685,468
	1 教育総務費	841,166	10,000	851,166
歳 出 合 計		58,223,515	267,263	58,490,778

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 寄附金	4,215,546	250,945	4,466,491
19 繰入金	8,378,872	16,014	8,394,886
21 諸収入	1,540,534	304	1,540,838
歳入合計	58,223,515	267,263	58,490,778

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	10,900,640	256,939	11,157,579
3 民生費	16,156,209	20	16,156,229
6 農林水産業費	1,167,245		1,167,245
8 土木費	6,331,754		6,331,754
9 消防費	1,662,055	304	1,662,359
10 教育費	4,675,468	10,000	4,685,468
歳 出 合 計	58,223,515	267,263	58,490,778

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
特 国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		240,697	16,242
		20	
		10	△10
		18	△18
		504	△200
		10,000	
		251,249	16,014

2 歳 入

1 8 款 寄附金（補正額 250,945千円：補正後の額 4,466,491千円）

1 項 寄附金（補正額 250,945千円：補正後の額 4,466,491千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費寄附金	千円 4,140,119	千円 240,697	千円 4,380,816
2 民生費寄附金	1,151	20	1,171
3 教育費寄附金	11,532	10,000	21,532
5 土木費寄附金	488	18	506
7 農林水産業費寄附金	61,630	10	61,640
8 消防費寄附金		200	200
計	4,215,546	250,945	4,466,491

1 9 款 繰入金（補正額 16,014千円：補正後の額 8,394,886千円）

1 項 基金繰入金（補正額 16,014千円：補正後の額 8,392,871千円）

1 財政調整基金繰入金	8,233,817	16,014	8,249,831
計	8,376,857	16,014	8,392,871

2 1 款 諸収入（補正額 304千円：補正後の額 1,540,838千円）

5 項 雑入（補正額 304千円：補正後の額 241,310千円）

1 雑入	241,006	304	241,310
計	241,006	304	241,310

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費寄附金	千円 240,697	一般寄附金 ふるさと三条応援寄附金 防犯事業寄附金 被災地支援寄附金	千円 33,100 206,311 473 813
1 民生費寄附金	20	社会福祉寄附金	20
1 教育費寄附金	10,000	諸橋轍次博士奨学基金寄附金	10,000
1 土木費寄附金	18	公園施設運営寄附金	18
1 農林水産業費寄附金	10	農業振興寄附金	10
1 消防費寄附金	200	消防活動寄附金	200

1 財政調整基金繰入金	16,014	財政調整基金繰入金	16,014

2 雑入	304	災害見舞金	304

1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金 2 1 款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 256,939千円：補正後の額 11,157,579千円）

1 項 総務管理費（補正額 256,939千円：補正後の額 10,489,290千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 1,484,271	千円 17,055	千円 1,501,326	千円	千円	千円 813 寄附金 813	千円 16,242
5 財政調整基金費	4,127,246	239,884	4,367,130			239,884 寄附金 239,884	
計	10,232,351	256,939	10,489,290			240,697	16,242

3 款 民生費（補正額 20千円：補正後の額 16,156,229千円）

1 項 社会福祉費（補正額 20千円：補正後の額 7,978,432千円）

1 社会福祉総務費	2,143,194	20	2,143,214			20 寄附金 20	
計	7,978,412	20	7,978,432			20	

6 款 農林水産業費（補正額 0千円：補正後の額 1,167,245千円）

1 項 農業費（補正額 0千円：補正後の額 1,096,683千円）

3 農業振興費	751,483		751,483			10 寄附金 10	△10
計	1,096,683		1,096,683			10	△10

8 款 土木費（補正額 0千円：補正後の額 6,331,754千円）

4 項 都市計画費（補正額 0千円：補正後の額 2,320,003千円）

3 公園費	101,247		101,247			18 寄附金 18	△18
計	2,320,003		2,320,003			18	△18

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	16,242	010 職員人件費（人事課）	16,242
		3 退職手当	16,242
25 寄附金	813	075 令和6年能登半島地震被災地支援費（行政課）	813
		25 災害見舞金	813
24 積立金	239,884	010 財政調整基金費（財務課）	239,884
		24 財政調整基金積立金	239,884

24 積立金	20	100 一般経費（福祉課）	20
		24 社会福祉基金積立金	20

		財源更正

		財源更正

2 款 総務費 3 款 民生費 6 款 農林水産業費 8 款 土木費

9 款 消防費（補正額 304千円：補正後の額 1,662,359千円）

1 項 消防費（補正額 304千円：補正後の額 1,662,359千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	千円 1,397,279	千円	千円 1,397,279	千円	千円	千円 200 寄附金 200	千円 △200
5 災害対策費	82,699	304	83,003			304 諸収入 304	
計	1,662,055	304	1,662,359			504	△200

10 款 教育費（補正額 10,000千円：補正後の額 4,685,468千円）

1 項 教育総務費（補正額 10,000千円：補正後の額 851,166千円）

2 事務局費	464,711	10,000	474,711			10,000 寄附金 10,000	
計	841,166	10,000	851,166			10,000	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	財源更正	千円
10 需用費	55	010 災害対策事業費（行政課）	304
		10 消耗品費	55
17 備品購入費	249	17 庁用器具費	249

24 積立金	10,000	020 一般経費（教育総務課）	10,000
		24 諸橋轍次博士奨学基金積立金	10,000

専 決 処 分 報 告 に つ い て

エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金の給付に要する経費及び令和 6 年能登半島地震により被害を受けた世帯に対する災害援護資金貸付金の執行が急を要するため、令和 6 年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 6 年度三条市一般会計補正予算

令和 6 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,127,541 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,198,541 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 6 年 5 月 8 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,122,342	千円 1,125,841	千円 7,248,183
	2 国庫補助金	1,716,099	1,125,841	2,841,940
19 繰入金		6,285,623	1,700	6,287,323
	2 基金繰入金	6,282,206	1,700	6,283,906
歳 入 合 計		50,071,000	1,127,541	51,198,541

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 14,967,787	千円 1,127,541	千円 16,095,328
	1 社会福祉費	6,738,698	1,125,841	7,864,539
	4 災害救助費	3,190	1,700	4,890
歳 出 合 計		50,071,000	1,127,541	51,198,541

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	6,122,342	1,125,841	7,248,183
19 繰入金	6,285,623	1,700	6,287,323
歳入合計	50,071,000	1,127,541	51,198,541

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	14,967,787	1,127,541	16,095,328
歳 出 合 計	50,071,000	1,127,541	51,198,541

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 1, 125, 841	千円	千円	千円 1, 700
1, 125, 841			1, 700

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 1,125,841千円：補正後の額 7,248,183千円）

2 項 国庫補助金（補正額 1,125,841千円：補正後の額 2,841,940千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	125,088	1,125,841	1,250,929
計	1,716,099	1,125,841	2,841,940

1 9 款 繰入金（補正額 1,700千円：補正後の額 6,287,323千円）

2 項 基金繰入金（補正額 1,700千円：補正後の額 6,283,906千円）

1 財政調整基金繰入金	6,130,000	1,700	6,131,700
計	6,282,206	1,700	6,283,906

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 1,125,841	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 1,125,841

1 財政調整基金繰入金	1,700	財政調整基金繰入金	1,700

3 歳 出

3 款 民生費（補正額 1,127,541千円：補正後の額 16,095,328千円）

1 項 社会福祉費（補正額 1,125,841千円：補正後の額 7,864,539千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 954,718	千円 1,125,841	千円 2,080,559	千円 1,125,841 国庫支出金 1,125,841	千円	千円	千円
計	6,738,698	1,125,841	7,864,539	1,125,841			

3 款 民生費（補正額 1,127,541千円：補正後の額 16,095,328千円）

4 項 災害救助費（補正額 1,700千円：補正後の額 4,890千円）

1 災害救助費	3,190	1,700	4,890				1,700
計	3,190	1,700	4,890				1,700

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 330	095 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金給付事業費（福祉課）	千円 1,125,841
11 役務費	7,268	10 消耗品費	120
12 委託料	44,908	10 印刷製本費	210
13 使用料及び賃借料	3,835	11 通信料	4,717
		11 手数料	2,551
		12 データ入力委託料	1,910
		12 業務システム開発等委託料	2,998
		12 給付金給付事務補助業務委託料	40,000
18 負担金、補助及び交付金	1,069,500	13 ソフトウェア使用料	3,835
		18 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金	1,069,500

20 貸付金	1,700	030 災害援護費（福祉課）	1,700
		20 災害援護資金貸付金	1,700

3 款 民生費

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員若林誠は、令和6年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和6年6月17日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	石 月 弘 美	

第 1 号参考

石 月 弘 美 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。